

政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による都市ガス料金の値引きの継続について

当社は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）」に基づき都市ガス料金の値引きを実施しておりますが、政府が本事業の延長を決定したことを受け、2024年2月検針分以降も都市ガス料金の値引きを継続いたします。

なお、本事業による値引きの継続に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社への連絡は不要です。

記

1. 都市ガス料金値引き概要

対象のお客さま		当社と都市ガスのご契約があるお客さま (LP ガスで供給しているお客さまは本事業の対象外となります。)	
大口契約のお客さま	期間及び値引き単価	各月の原料費料金（税抜）に以下の値引き単価を反映させることにより、都市ガス料金を算定します。	
		期 間	値引き単価（税抜）
		2024年2月検針分～2024年5月検針分	13.64 円/m ³
		2024年6月検針分	6.82 円/m ³
(一例)	値引き額（税抜）	月間のご使用量が 100,000 m ³ のお客さまは、毎月 1,364,000 円（6月検針分では 682,000 円）の値引きとなります。	
大口契約以外のお客さま	期間及び値引き単価	各月の原料費調整額（税込）に以下の値引き単価を反映させることにより、都市ガス料金を算定します。	
		期 間	値引き単価（税込）
		2024年2月検針分～2024年5月検針分	15 円/m ³
		2024年6月検針分	7.5 円/m ³
(一例)	値引き額（税込）	月間のご使用量が 20 m ³ のお客さまは、毎月 300 円（6月検針分では 150 円）の値引きとなります。	

2. 本事業に関するお問い合わせ先

電気・ガス価格激変緩和対策事務局

<フリーダイヤル> 0120-013-305 全日 9:00～17:00（年末年始を除く）

3. ご参考

詳細は経済産業省資源エネルギー庁特設サイトをご覧ください。

電気・都市ガスをご利用するみなさまへ

電気・ガス価格激変緩和対策事業 | 経済産業省 資源エネルギー庁 (denkigas-gekihenkanwa.go.jp)

以 上